

ご要望に
お応えして
新サービス開始!!

入居後10年を迎えられるお客様へ

これからも長く安心してお住まいいただくために、住宅保証機構が長期保証をサポートいたします。

住宅保証機構では「住宅の基本構造部分の延長保険」をスタートしました

定期的な点検とメンテナンスをおすすめします！

新しく建てたお住まいも、雨風や太陽からの紫外線等にさらされ、軽微な劣化や不具合が生じてきます。いつまでも快適に安心して暮らし続けるためには、お住まいにも定期的な点検とメンテナンスが必要です。

さらに10年の保証を保険でバックアップします！

定期的な点検やメンテナンスを実施し、建物の性能維持を図っている住宅事業者を対象に、住宅保証機構は「まもりすまい延長保険」をご提供しています。

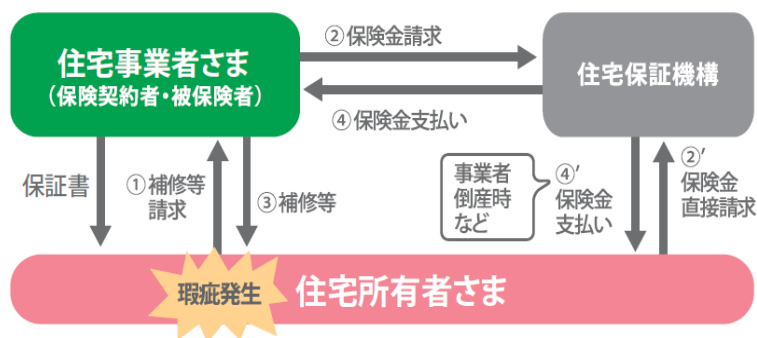
この保険を利用すると、万が一不具合が発見された場合に、住宅事業者が補修工事をスムーズに実施できるよう保険金が支払われます。これにより、さらに10年間、これまでと変わらない安心が続きます。

まもりすまい延長保険のしくみ

新築住宅には「瑕疵担保責任保険」という保険が付保されています。

住宅の基本構造部分に瑕疵（欠陥）が発見された場合、住宅事業者は無料で補修を行い、その補修費用を保険でサポートしています。

また、万が一住宅事業者が倒産した場合は、住宅所有者様に直接保険金が支払われます。

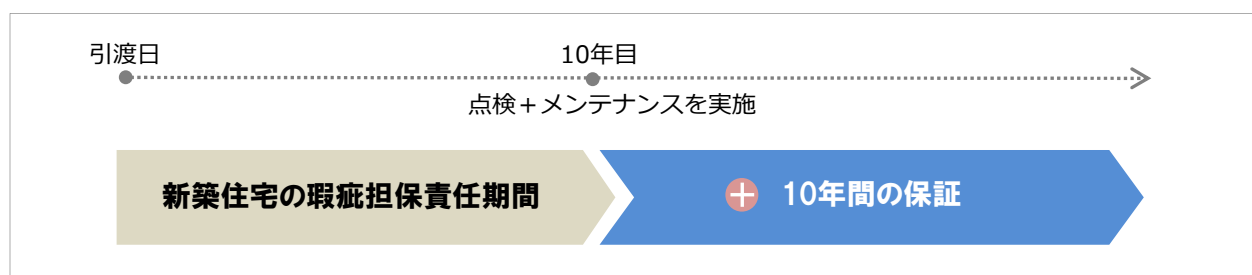


しかし、この新築住宅の瑕疵担保責任保険の保険期間は、新築後10年間となっております。

そこで、まもりすまい延長保険では、入居後10年目に点検と必要なメンテナンス工事を行うことで、そこから**10年間※の保証をサポート**いたします。

これにより、**さらに10年間※、万が一の瑕疵（欠陥）に備えることができます。**

※ 特約の附帯により保険対象となる部分の保険期間は特約により異なります。

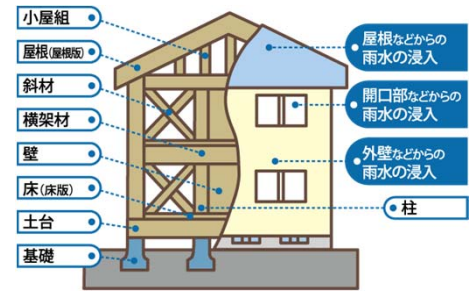


保険金のお支払対象

お支払対象となる部分	支払対象となる事由
構造耐力上主要な部分	基本的な耐力性能を満たさないこと
雨水の浸入を防止する部分	防水性能を満たさないこと

※ 上記のほか、特約の付帯により給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備及びメンテナンス工事と同時に行う内装・設備工事を保険金のお支払い対象とすることができます。

保険の対象となる基本構造部分（例）



木造(在来軸組工法)の戸建住宅

お支払対象となる費用

- 補修費用
- 調査費用
- 仮住居・移転費用

保険金のお支払額および限度額等

- 住宅所有者様に直接支払われる場合の保険金（保険金は通常住宅事業者に支払われます）

（保険の対象となる損害額 - 免責金額10万円） × 100%*

※ 住宅事業者に支払う場合は80%です。

保険金のお支払限度額

- 500万円、1000万円、2000万円 のうちご希望により選択が可能です。

料金例

（契約条件）

一戸建住宅、木造、延床面積120㎡、地上2階建、既存住宅現況検査技術者による検査の場合

保険金限 支払限度額	料 金							
	満期住宅				通常料金			
	特約無し	リフォーム 特約	給排水管路・ 設備等特約	給排水管路 特約	特約無し	リフォーム 特約	給排水管路・ 設備等特約	給排水管路 特約
500万円	61,230円	67,710円	66,770円	64,600円	65,110円	71,590円	70,650円	68,480円
1000万円	64,100円	70,580円	70,460円	67,950円	68,300円	74,780円	74,660円	72,150円
2000万円	65,130円	71,610円	71,710円	69,110円	69,450円	75,930円	76,030円	73,430円

※ 満期住宅とは「住宅性能保証制度の保証住宅」または「まもりすまい保険の保険付保住宅」です

お問合せ先



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

まもりす

検索

<http://www.mamoris.jp>